

1. 地域活性化に向けた取り組みへの支援について

内 容	回 答	担当
<p>新型コロナウイルス感染症の長期化により、事業や活動が思うようにできず地域コミュニティの希薄化が心配される。今後、各地区コミュニティセンターを拠点とした地域活性化に向けた取り組みに対し、地区の要望を聴きながら積極的な支援を行うこと。</p>	<p>各地域での活動につきましては、政府の自粛措置の緩和に伴い少しずつ本来の活動に戻りつつある傾向が見受けられますが、それにより再び感染者が増加しているという厳しい現実を前に、まだまだ気を緩められない状況であると認識しております。ワクチン接種による感染・重症化予防を進めながら、今後も、各コミュニティセンターが地域づくりの拠点となり、地域の創意工夫が発揮されるよう、地域づくり推進交付金等による支援を継続してまいります。</p>	<p>企画政策課</p>

2. 健康と福祉の里構想の多角的検討について

内 容	回 答	担当
<p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に際しては町立病院と健康福祉センターの重要性を再認識した。現在健康と福祉の里構想で検討されている町立病院と健康福祉センターが、将来にわたり町民の皆さんの安全・安心と健康維持・増進の拠り所としての機能を持ち合わせた施設となるよう多角的に検討すること。</p>	<p>昨年度策定した第2期健康と福祉の里構想に基づき、基本方針である「誰も取り残されない地域共生社会の確立」に向けソフト、ハード両面から対策を講じてまいります。 子どもからお年寄りまで心と体の健康づくりを進めるため、保健・医療・福祉の一体的実施を継続し、人口減少等の構造的変化も認識する中で最も基本である「人材確保」に努めながら、サービス提供基盤の整備とともに感染症対応等にも機能を発揮できる安全・安心の拠点づくりに向け対応を進めます。 安心して一人一人が心も体も元気で過ごすことができるよう総合相談機能を強化し、専門機関との連携は勿論のこと、多様な主体との連携を推進することで持続可能な体制確保を図ってまいります。</p>	<p>健康福祉課 町立病院</p>

3. ICT利活用の推進について

内 容	回 答	担当
デジタル化社会の進展に伴い、ICTの利活用が様々な分野において今後益々進展していくものと思われる。ICT利活用の推進がすべての年代の町民の皆さんにとって利便性の向上につながるような取り組みとなるよう努めること。	<p>ICTの活用により町民生活の質の向上を図ることを目的として、令和3年度に策定した「白鷹町ICT推進方針」において、子どもから高齢者まで、すべての町民がICTの恩恵を受けられるよう、ICTの普及につながる取組を支援することを重点取組事項としております。</p> <p>スマートフォンなどのデジタル機器をお持ちの方にとっては、情報を活用する能力を高めていくことで、多様なデジタル化の恩恵を受けることができるようになると考えられることから、デジタル機器をさらに有効活用できるような支援を行ってまいります。具体的な取組としましては、昨年度、各地区コミュニティセンターにおいて実施したスマートフォンの使い方教室に対し支援を行いました。</p> <p>また、「誰一人取り残さないデジタル化」を実現するため、デジタル機器をお持ちでない方でもデジタル化の恩恵が受けられるよう、マイナンバーカード等を活用した行政窓口のワンストップ化を推進してまいります。</p> <p>この他にも、推進方針に基づき、行政手続きのオンライン化、窓口支払手数料等のキャッシュレス化など、ICTを活用した様々な取組を推進することにより、町民の利便性の向上に努めてまいります。</p>	企画政策課

4. GIGAスクール構想によるタブレット端末等の活用について

内 容	回 答	担当
新型コロナウイルス感染症が教育現場を一変させた。GIGAスクール構想によるタブレット端末等の活用が、学校教育と家庭教育の連携を図りながら、児童生徒一人一人に寄り添い、各人の成熟度に合わせたきめ細やかな教育のもと、学力の向上に結びつくよう努めること。	GIGAスクール構想の本格的なスタートに対応するため、ICT支援員配置による授業支援を実施し、教職員向けの活用研修等、1人1台端末の運用サポートの拡充により、児童生徒の情報通信機器を使った日常的な学習がスムーズかつ効果的に行われるよう支援しております。小学校3年生から中学生まで、端末の家庭への持ち帰りを実施しており、家庭での端末使用の様子も教職員用端末から確認できることから、適切な使用を促しております。本町では、独自で11名の学校生活支援員を配置し、特別な配慮や支援が必要な児童生徒に対し、個々の能力に応じたきめ細やかな指導を行っており、今後も継続してまいります。	教育委員会

5. 飲食業や観光、宿泊業など事業所への支援について

内 容	回 答	担当
コロナ禍で飲食業や観光、宿泊業などへの打撃が深刻な中、地域経済への影響も懸念される。また、従業員を抱える事業所の状況などの把握に努め、引き続き支援策を検討すること。	<p>令和3年度においては、①コロナの影響の特に大きい飲食業、宿泊業、タクシー業などの業種に対する給付金支給による経営支援を2回実施したほか、②帰休（会社都合による休業）日数に応じた給付金支給による雇用維持に向けた支援、③町内登録事業所で使うことができる地域応援券の交付並びに飲食店でのテイクアウトや店内利用への割引補助による消費喚起、④ポストコロナを見据え観光振興に資する町内の宿泊施設及び観光立寄り施設を対象とした感染防止対策の支援事業実施、⑤町内飲食店への誘客促進のためのスタンプラリー事業の実施など、新型コロナ関係の経済対策として、様々な角度から施策を講じてまいりました。</p> <p>令和4年度におきましても、燃料費高騰等を考慮した給付金による経営支援や、帰休日数に応じた給付金の延長実施、応援券の給付や飲食店等にかかる割引助成事業の実施、感染防止対策への支援事業など、町内の経済情勢に応じた各種経済対策を実施してまいります。</p>	商工観光課

6. 地域資源を活用した観光のあり方について

内 容	回 答	担当
<p>これからも日常生活の中で新型コロナウイルスへの感染の不安が常態化するのではないかと思料される。観光客のニーズは、自分たちだけでのんびりできる、コロナショックによるストレスを感じない、小単位で三密を回避することができるなどを満たすものになると想定される。地域資源を活かした今後の観光のあり方について、様々な観点で多くの方のご意見等を伺いながら検討すること。</p>	<p>これからの観光振興につきましては、ウィズコロナ・アフターコロナを念頭に、引き続き感染症対策を十分にいき、観光に来られる方々が安心して訪れることができるよう環境整備に取り組んでまいります。また、コロナ禍によって観光の形態が、団体型旅行から、着地体験型観光などの個人型旅行へと加速しております。四季の素材を活かした「観光4シーズン事業」や、生産量日本一を誇る「紅花」の紅（あか）にちなんだ「SHIRATA RED」ブランド、国・県指定の文化財等を活用した「滞在・体験型観光」の実施に向け、観光協会や関係団体等と連携するとともに町内外の様々な情報の収集に努め、誘客につながる魅力的な観光コンテンツ等を検討してまいります。</p>	<p>商工観光課</p>

7. 来年以降の米作付け支援について

内 容	回 答	担当
<p>新型コロナウイルスの感染拡大で業務用米などの需要が落ち込み、在庫量が適正水準を大きく超過していることにより、米価が下落している。米生産者の大幅な減収が避けられない。今後、コロナ禍が落ち着いたとしても、業務用米などの需要がどれだけ回復するかは見通せない。生産者が来年以降も作付けを継続するための資金繰りの支援などに関し、県やJAなどに働きかけるなど必要な対策を行うこと。また、今後において米の消費拡大についても対応策を検討すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による農業分野への影響は大きく、特にコメの消費に関しては、少子・高齢化や人口減少に伴う消費減少に拍車が増えられ、米の価格に大きく影響しているものと認識しております。昨年度末におきましては、町独自の「白鷹産米次期作支援事業」の取組や県により創設された「山形県稲作経営緊急応援事業」を活用した支援を実施してまいりました。また、今年度におきましては、経営体において経営費が増加し、厳しい資金繰りが続いていることから、経営維持安定のため「生産資材等緊急対策資金」の利子補給に取り組んでおります。</p> <p>今後におきましても、国県等の情報収集に努めるとともに、関係機関と連携を密にしながら最善で適切な対応に努めてまいります。</p> <p>また、米の消費拡大につきましては、町産業フェアをはじめとした各種イベントなどで積極的にコメを活用していくなどの取組を推進してまいります。</p>	<p>農林課</p>

8. 鳥獣被害対策について

内 容	回 答	担当
<p>近年、当町においても野生鳥獣、特にイノシシによる農作物被害が増加傾向にある。また、サルやニホンシカも見受けられ、更なる被害が想定される。クマに関しては、学校、人家近くまで現れ不安を持たれている。一方、捕獲の担い手である狩猟者の高齢化が当町においても進んでいる状況であり、鳥獣被害対策実施隊員の確保に向けた対応策や捕獲後の対処等を検討すること。併せて、人家の近くにまで現れているクマから、子どもやお年寄りを守る対応を講ずること。</p>	<p>町では白鷹町鳥獣対策協議会を通じて、自家菜園用も含めた農地に対する電気柵設置支援を継続して実施しているほか、地域ぐるみで合意形成の図られた地区へ広域電気柵の貸出を行っており、農作物被害軽減に一定の効果が表れていると認識しております。また、地域からの被害情報や有害捕獲要望に対しましては、白鷹町鳥獣被害対策実施隊と連携しながら状況に応じた対策を講じております。引き続き、被害防除と捕獲の両輪で対応してまいります。また、町内におけるサルやニホンシカによる被害が発生した場合には、県や近隣市町・関係機関と情報共有を図りながら対策を検討してまいります。</p> <p>ツキノワグマの出没につきましては、町内全域で目撃されるようになり、果樹や飼料作物等の農作物被害が発生していることに加え、住宅街や通学路等での目撃情報も寄せられております。この場合、警察への通報ならびに関係課と連携しながら近隣住民への注意喚起及びパトロールを実施し、地域住民の安全確保に努めております。保護鳥獣であるツキノワグマの有害捕獲に当たりましては、町または県の捕獲許可を得て、引き続き適切に対処してまいります。</p> <p>なお、有害鳥獣が人の生活領域まで出没する要因の一つとして、耕作放棄地の増加などにより、山と里との境界が無くなっていることが考えられています。農業者が集まる会議や町報等を通じて鳥獣を寄せ付けない環境整備の重要性を引き続き周知してまいります。</p> <p>現在、白鷹町鳥獣被害対策実施隊員の平均年齢は64歳であり、実施隊員の高年齢化が進んでいる状況です。町では実施隊員の確保に向けて狩猟免許取得支援を実施しておりますが、平日の日中や土日祝日を問わず活動頂く組織となるため、実施隊員の確保とともに出勤体制等についても検討してまいります。</p> <p>有害鳥獣捕獲後の処理につきましては、現在は自家消費ならびに埋設処理で対応しております。しかし、鳥獣被害実施隊員の高年齢化に加え、イノシシにおける豚熱の防疫対策、重機や埋設場所等の確保が課題となっていることから、国や県への支援要望を行うとともに、置賜広域行政事務組合による置賜3市5町での広域的な処理方法の検討を現在進めております。</p>	<p>農林課</p>